

小規模事業者・中小企業等の皆様へ

『働き方改革』 わかりやすい解説セミナー ～ 働き方改革で魅力ある企業へ～

2019年4月より順次「働き方改革関連法」が施行されました。

- 年5日の年次有給休暇の取得義務
- 時間外労働の上限規制
- 同一労働同一賃金 など

事業主の皆様には対応すべき様々な課題があります。また、

- 働き方改革に向けた雇用関係助成金

をご案内いたします。

本セミナーは基礎からわかりやすくポイントを整理し解説いたします。
お気軽にご参加ください。

- 日 時：令和2年1月29日(水) 午後2時～4時
- 講 師：谷内美穂子さん（谷内社会保険労務士事務所 代表）
- 会 場：森本商工会館（金沢市南森本町ホ59-1）
- 定 員：15名
- 受講料：無料

働き方改革セミナー参加申込書

事業所名		TEL	
住所		FAX	
参加者名			

主催：森本商工会 Tel 258-0276 Fax 258-0289